

令和2年度

総 会

(書面開催報告)

基準日 令和2年6月3日(水)

静岡県公立高等学校PTA連合会

はじめに

各単位PTA及び学校関係者、並びに静岡県教育委員会、静岡県PTA連絡協議会など関係機関・団体の皆様には、日ごろから本会の事業にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今年は新型コロナウイルスの猛威により、日本のみならず世界全体が大混乱に陥り、今なお、学校教育をはじめ社会全体が大きな影響を受けております。特に、児童生徒が正常な学校生活を送ることができなくなり、学力保障の問題のみならず学校行事やホームルーム活動、部活動などの制限による精神的・身体的負担は計り知れないものです。また同時に、保護者の皆様におかれましても、大切なお子様の健全な成長や将来に対する不安は尽きないもののご推察いたします。

本会におきましても理事会、総会の書面開催、地区PTA指導者研修会の中止や書面開催、東海地区及び全国高P連の大会が中止となる大事態になっております。そして、その対応に対して多くの方にご協力をいただき深く感謝いたします。今後は、子供たちの健やかな成長のために、保護者のみならず社会全体が一丸となって対応していくことが私たち大人に課された使命ではないでしょうか。

結びに、今後もこれまでと同様に静岡県公立高等学校PTA連合会の活動にご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和元年度 会長 小山 全司
令和2年度 会長 関 隆之

目次

1 議 事

- (1) 令和元年度 事業報告 1
- (2) 令和元年度 決算報告及び監査報告 5
- (3) 令和2年度 役員改選 7
- (4) 令和2年度 事業計画 8
- (5) 令和2年度 予算 12

2 令和2年度 静岡県公立高等学校PTA連合会 被表彰者

3 報告事項

- (1) 令和3年度 東海地区高P連「静岡大会」(案) 15
- (2) 東海地区大会・全国大会開催予定

4 参 考

- (1) 令和2年度 地区別加入単位PTA一覧 16
- (2) 令和2年度 地区選出役員(理事・監事)定数 17
- (3) 静岡県公立高等学校PTA連合会 会則 18

(専門委員会)

第14条 会長は本会の企画・運営に必要な場合、専門委員会を設けることができる。

(地区会)

第15条 地区会はその地区の選出の世話人理事が招集して開催する。

(議決)

第16条 会議は出席会員の過半数をもって議決する。

(経費)

第17条 本会の経費は会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

(1) 会費の額は別に定める。

(2) 会費改定は、理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(個人情報の保護)

第19条 個人情報の保護に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(補則)

第20条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(名称)

昭和37年6月12日 静岡県公立高等学校PTA会長連絡会会則設定

昭和46年6月2日 静岡県公立高等学校PTA連絡協議会と名称変更

平成27年6月5日 静岡県公立高等学校PTA連合会と名称変更

(附則)

本会会則は昭和62年6月1日一部改正・施行する。

(附則)

本会会則は平成18年6月2日一部改正・施行する。

(附則)

本会会則は平成23年6月2日一部改正

(附則)

本会会則は平成27年6月5日一部改正

(附則)

本会会則は平成30年6月1日一部改正

(附則)

本会会則は令和元年6月7日一部改正

静岡県公立高等学校PTA連合会

〒420-0853 静岡市葵区追手町9番18号
静岡中央ビル 6階

電話 (054)-255-4678

FAX (054)-255-4699

URL <http://www.hs-pta-shizuoka.net/>